

## 有機農産物等認証合意書

J A S 法に基づく有機農産物及び有機加工食品の生産行程管理者又は小分け業者（以下生産行程管理者等という）が認証申請に当たり、特定非営利活動法人おおいた有機農業研究会（以下「甲」という）と認証申請者  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という）とは下記により合意を取り交わし、双方誠意をもって合意を遵守する。

### （目的）

第 1 条 この合意書は、認証書の発行までに合意書を取り交わすこと。

第 2 条 認証の合意書は、2 通作成し甲及び乙がそれぞれ 1 通ずつ保持すること。

### （乙の責務）

第 3 条 乙は下記各項目を遵守する。

- （1） 要求事項の変更も含め、常に認証に係わる合意を遵守すること。
- （2） 認証に係わる事項が認証の技術的基準に適合するように継続的に維持すること及び格付される製品並びに格付表示される製品が継続して J A S 規格を満たすこと。
- （3） 格付及び格付の表示に係わる J A S 法の規定を遵守すること。
- （4） 農林水産大臣の命令に違反し、行う格付及び格付の表示の改善命令に違反し、報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは既定の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。
- （5） 乙は、氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ甲にその旨を通知すること。
- （6） 認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、認証にかかる農林物資以外の製品について本会の認証を受けていると誤認させ、又は本会の認証の検査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- （7） 認証を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認証に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- （8） 甲が（6）又は（7）の条件に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- （9） （6）又は（7）のほか、他人に認証、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては認証に係る農林物資以外の製品について甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証の検査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- （10） 甲が行う調査等（外注先の調査手配を含む）に協力すること。
- （11） 毎年 6 月末日までに、その前年度の格付及び格付の表示実績を甲に報告すること。
- （12） 乙は、その行った格付（小分け業者にあつては、格付の表示）に関する記録を、次に掲げる場合に  
応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。

- (i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間（i i）において同じ）が一年以上である場合当該農林物資の格付けの日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から三年間）。
- (i i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から一年間）。
- (13) 甲は、乙に対し必要な報告を求め、又は事務所、ほ場に立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を検査することができること。なお、この検査は認証事業者に事前に通知して行うほか、事前に通知することなく行うことに同意する。
- (14) 認証の取り消し又は格付及び格付の表示業務及び格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求されたときには、乙は甲の要求通りに認証に係わる全ての宣伝・広告を中止し、認証書を返却すること。
- (15) 認証書の写し等を取引先に提供する場合は、複製である旨明記し、すべてを複製すること。
- (16) 乙はJAS製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置を取るとともに、その記録を甲の求めに応じて甲に利用させること。
- (17) 甲は、乙が（1）から（16）までに掲げる条件に違反し、又は（13）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは（13）の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は乙に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求することができること。
- (18) 乙が（17）の請求に応じないときは、甲がその認証を取り消す。
- (19) 甲は認証生産行程管理者等の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、認証に係るほ場等の名称及び所在地並びに認証の年月日、（17）の規程による請求をしたとき又は認証を取り消したときは、当該請求又は取り消しの年月日及び当該請求又は取り消しをした理由並びに格付および格付の表示に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表することに合意する。
- (20) 有機JAS製品に関して甲に持ち込まれた苦情が乙に関連する場合は、乙はその苦情の調査を行い適切な処理を行い、情報を甲に開示することに合意する。
- (21) 甲の要請によるオブザーバーの参加について認めることに合意する。
- (22) 認証の取り消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求されたときには甲の指示に従い格付の業務の停止を行い、すでに出荷した当該商品に関しては出荷先に連絡して回収若しくは有機表示の撤去若しくは廃棄を行う。
- (23) 認証の取り消し及び格付の業務の停止に関しては甲による事務所での公表及びインターネットでの公表に同意する。

#### （甲の責務）

第4条 甲は下記各項目を遵守する。

- (1) 乙に対し、認証の詳細の手順、JAS法（政令・省令・告示・通知を含む）、認証対象農林物資の日本農林規格、認証の技術的基準、本会の要求事項、必要となる費用及び納入方法、認証申請者の権利及び義務について記載した文書を提供するものとする。
- (2) 乙から求められた場合には、追加情報を乙に提供するものとする。
- (3) 管轄区域内の認証申請者から、別記様式1に定める認証申請書が提出されたときは、正当な理由が

ある場合を除き認証の申請を受理するものとする。また、申請の受理を拒否する場合は、その理由を乙に通知するものとする。

- (4) 認証後の年次調査、変更届の調査、認証の維持、一時停止、廃止等の判定、一時停止の解除等の業務を実施する。
- (5) 認証業務で知り得た情報については、甲の守秘義務がある。但し、JAS法で公開することが義務付けられた項目については、ホームページ等で公開する。
- (6) 認証の判定に関して異議又は苦情がある場合は、乙は文書で異議および苦情の申し立てを行うことができる。異議及び苦情の申し立てに対して、甲は誠意を持って検討し、その結果を乙に知らせる。
- (7) JAS規格等の要求事項が変更になった場合は乙に通知する。
- (8) 甲は、認証を行ったときは、遅滞なく、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの情報提供をするものとする。変更があったときも同様とする。
- (9) 甲は、認証生産行程管理者等に対し、格付業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に供し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供するものとする。その報告した事項に変更及び解除があったときも同様とする。
- (10) 甲は、認証生産行程管理者等が格付業務を廃止した時は、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に供し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供するものとする。公表期間は廃止後1年とする。
- (11) 甲は、認証を取り消したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に供し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供するものとする。公表期間は公表後1年とする。
- (12) 甲は取り消しに係わる認証事業者が、認証を取り消された日から相当の期間を経過し後も、格付けの付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び不適切な表示の除去若しくは抹消を行わないときは、その旨を事務所において公衆の閲覧に供し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供する。公表期間は公表後1年とする。

(認証料の支払い)

第5条 甲は実地検査後、乙に対して認証料の請求を行う。乙は甲の指定する期限内に請求金額を支払うこと。振込料は乙の負担とする。認証料が甲の指定する期限に支払われない場合は乙に対して格付の停止を命ずることができる。

西暦 年 月 日

(甲) 特定非営利活動法人おおいた有機農業研究会  
理事長 鎗水 道雄  
大分市大字下郡1602-1

印

(乙) 認証申請者：  
代 表 者：  
住 所：

印